

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定

日本国及びイラク共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平なかつ良好な条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であつて、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

- (a) 法人及び法人の支店
- (b) 株式、出資その他の形態の法人の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）
- (d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(h) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(a) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(b) 締約国の法人

(3) 「締約国の法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（企業、社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

- (4) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (5) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
- (6) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

第二条 投資の促進及び許可

一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資を可能な限り促進し、及び自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従ってその権限を行使する権利を留保の上、当該投資を許可する。

第三条 内国民待遇

- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 1の規定に基づく各締約国の義務は、自国の関係法令によって1の規定に適合するように実施されることとが了解される。

3 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第四条 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 一方の締約国は、投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。この目的のため、一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、誠実に協議を行う。

3 1に規定する待遇には、一方の締約国と第三国との間の国際協定の投資紛争の解決に関する規定（第十七条に規定する制度に類するもの）により第三国の投資家及びその投資財産に対して与えられる待遇を含む。

まないことが了解される。

第五条 一般的待遇及び投資環境の整備

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

4 各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に関し、各締約国は、投資活動並びに投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する自国の制限的な措置であってこの協定の効力発生の日に存在するものを削減し、又は撤廃するよう努める。

第六条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国と事前に協議することなく、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達についての要求、輸出についての要求、輸出入の均衡についての要求又は技術の移転についての要求を課し、又は強制してはならない。

2 1の規定は、技術の移転についての要求であつて、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所若しくは競争当局によって課され、若しくは強制されるもの又は知的財産権の保護に関する多数国間条約（知的財産権の移転を課し、又は強制する締約国が締結しているものに限る。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものには、適用しない。

第八条 透視性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに国際協定で

あつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報（一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条 入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在す

る希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十一条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2 から 4 までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続及び第五条の規定に従って実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含める。当該補償については、容易に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十二条 損失又は損害についての補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、損害賠償、補償、原状回復その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十三条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十四条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内

にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自国の法令に定める手続に従って、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

- (f) 第十一条及び第十二条の規定に従つて行われる支払

- (g) 第十七条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用

する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び前条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
 - (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
 - (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
 - (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- 3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第十六条 両締約国間の紛争の解決

- 1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。
- 2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁

委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の六十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。国際司法裁判所長がこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、必要な任命は、国際司法裁判所次長により行われる。同次長もこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、必要な任命は、国際司法裁判所のいずれの締約国の国民でもない最も上席の裁判官により行われる。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十七条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該投資家又は一方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産について、この協定に基づく一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7 (b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議により解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行った日から三箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7 (a)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会により採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 (a) 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。ただし、第五条3の規定に基づく紛争締約国の義務に関する投資紛争を除く。

(b) 第五条3の規定に基づく紛争締約国の義務に関する投資紛争については、調停又は仲裁への付託に必要な同意は、紛争締約国により事案ごとに与えられる。

6 5の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する

損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

7 (a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従ってその請求を取り下げるときに限り、4に規定する調停又は仲裁を求めることができる。

(b) 投資紛争が4に規定する調停又は仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

8 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

9 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

10 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の当事国において行う。

11 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国で適用されている裁定の執行に関する関係法令に従って執行される。

第十八条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する法人が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国が1の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条 知的財産権

1 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があった場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条 租税

1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2 第三条1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従って与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

3 第四条1及び2の規定は、一方の締約国が、第三国との間での相互主義に基づき、又は第三国との間で効力を有する租税に関する協定により、当該第三国の投資家に与える租税に関する特別な利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十一条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として、投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて情報を共有し、及び討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の政府の代表者から成る。委員会は、両締約国の合意により、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。

6 委員会及び5の規定により設置される小委員会は、一方の締約国の要請があつた場合には会合する。

第二十二条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十三条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家に

よって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の法人であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該法人が他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

注釈 この条の規定の適用上、

(a) 法人が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該法人の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 法人が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十四条 見直し

両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、この協定の見直しを行う。

第二十五条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十六条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

4 2の規定にかかわらず、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

6 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

7 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも又は第二十四条の規定に基づく見直しの結果として、他方の締約国との協議を要請することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認され、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年六月七日にバグダッドで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

長谷川 晋

イラク共和国のために

サミ・アアラジ